

矢吹町告示第58号

矢吹町町民検診事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年6月30日

矢吹町長 蛭田 泰昭



矢吹町町民検診事業実施要綱の一部を改正する要綱

矢吹町町民検診事業実施要綱（平成１８年矢吹町告示第７７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第７号を削り、同項第８号を第７号とし、第９号を第８号とし、第１０号を第９号とし、第１１号を第１０号とし、第１２号を第１１号とし、同項第１３号中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改め、同号を同項第１２号とし、同項第１４号を第１３号とし、第１５号から第１９号までを１号ずつ繰り上げる。

第４条第２項中「、喀痰検診」を削る。

第４条第３項中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改める。

第８条中「４０日」を「３０日」に改める。

別表１中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改め、喀痰検診の項を削る。

別表２中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改め、「触診、」を削り、喀痰検診の項を削る。

別表３中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改め、喀痰検診の項を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

矢吹町町民検診事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正前	改正後
第 1 ・ 2 条（略） （対象者） 第 3 条 健康診査を受診できるものは、町に住所を有しかつ、受診年齢は、別表 1 に掲げる年齢に該当する者とする。この場合において、年齢の取り扱いは当該年度の 4 月 2 日から次年度の 4 月 1 日までに満年齢が到達する者とする。ただし、町長が認めた場合は、その限りではない。 （健康診査の種類） 第 4 条 健康診査の種類は次のとおりとする。 （ 1 ）～（ 6 ）（略） （ 7 ） <u>喀痰検診</u> （ 8 ） 子宮がん検診 （ 9 ） 乳がん検診 （ 10 ） 肝炎ウィルス検診 （ 11 ） 骨粗鬆症検診 （ 12 ） 前立腺がん検診 （ 13 ） <u>歯周疾患検診</u> （ 14 ） その他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳） （ 15 ） その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上） （ 16 ） 特定健康診査追加健診 （ 17 ） 高齢者健康診査追加健診 （ 18 ） その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳） （ 19 ） その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上） 2 集団検診は、特定健康診査、高齢者健康診査、結核検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、<u>喀痰検診</u>、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウィルス検診、骨粗鬆症検診、前立腺がん検診、その他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳）、その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上）、特定健康診査追加健診、高齢者	第 1 ・ 2 条（略） （対象者） 第 3 条 健康診査を受診できるものは、町に住所を有しかつ、受診年齢は、別表 1 に掲げる年齢に該当する者とする。この場合において、年齢の取り扱いは当該年度の 4 月 2 日から次年度の 4 月 1 日までに満年齢が到達する者とする。ただし、町長が認めた場合は、その限りではない。 （健康診査の種類） 第 4 条 健康診査の種類は次のとおりとする。 （ 1 ）～（ 6 ）（略） （ 7 ） 子宮がん検診 （ 8 ） 乳がん検診 （ 9 ） 肝炎ウィルス検診 （ 10 ） 骨粗鬆症検診 （ 11 ） 前立腺がん検診 （ 12 ） <u>歯周病検診</u> （ 13 ） その他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳） （ 14 ） その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上） （ 15 ） 特定健康診査追加健診 （ 16 ） 高齢者健康診査追加健診 （ 17 ） その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳） （ 18 ） その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上） 2 集団検診は、特定健康診査、高齢者健康診査、結核検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診_____、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウィルス検診、骨粗鬆症検診、前立腺がん検診、その他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳）、その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上）、特定健康診査追加健診、高齢者

改正前	改正後																																				
健康診査追加健診、その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳）、その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上）とする。	健康診査追加健診、その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳）、その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上）とする。																																				
3 個別検診は、特定健康診査、高齢者健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、 <u>歯周疾患検診</u> 、特定健康診査追加健診とする。	3 個別検診は、特定健康診査、高齢者健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、 <u>歯周病検診</u> 、特定健康診査追加健診とする。																																				
4（略）	4（略）																																				
第5・6条（略） （費用の負担）	第5・6条（略） （費用の負担）																																				
第7条 健康診査にかかる費用のうち受診者が負担する費用は、別表3に定めるとおりとし、残額を町の負担とする。ただし、矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年矢吹町条例第25号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する者が個別検診を受診した場合、受診者が負担する費用は無料とする。 （委託料の支払い）	第7条 健康診査にかかる費用のうち受診者が負担する費用は、別表3に定めるとおりとし、残額を町の負担とする。ただし、矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年矢吹町条例第25号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する者が個別検診を受診した場合、受診者が負担する費用は無料とする。 （委託料の支払い）																																				
第8条 町は、健康診査終了後、検査機関及び医療機関から委託料を請求されたときは、請求内容を審査し請求書を受領した日から起算して <u>40日</u> 以内に支払うものとする。	第8条 町は、健康診査終了後、検査機関及び医療機関から委託料を請求されたときは、請求内容を審査し請求書を受領した日から起算して <u>30日</u> 以内に支払うものとする。																																				
別表1（第3条関係）	別表1（第3条関係）																																				
<table><tr><th>健康診査の種類</th><th>対象年齢等</th></tr><tr><td>特定健康診査</td><td>40歳から74歳までの国民健康保険被保険者</td></tr><tr><td>詳細な健診</td><td>特定健診健康診査の結果、医師の判断により追加検査項目が認められた者</td></tr><tr><td>高齢者健康診査</td><td>75歳以上（65歳から74歳までの障害認定者を含む）※後期高齢者医療制度の被保険者</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>65歳以上の男女</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>胃部X線間接撮影：40歳以上の男女 内視鏡検査：50歳以上の偶数年齢の男女</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>40歳以上の男女</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>40歳以上の男女</td></tr><tr><td>喀痰検診</td><td>40歳以上の男女</td></tr></table>	健康診査の種類	対象年齢等	特定健康診査	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者	詳細な健診	特定健診健康診査の結果、医師の判断により追加検査項目が認められた者	高齢者健康診査	75歳以上（65歳から74歳までの障害認定者を含む）※後期高齢者医療制度の被保険者	結核検診	65歳以上の男女	胃がん検診	胃部X線間接撮影：40歳以上の男女 内視鏡検査：50歳以上の偶数年齢の男女	大腸がん検診	40歳以上の男女	肺がん検診	40歳以上の男女	喀痰検診	40歳以上の男女	<table><tr><th>健康診査の種類</th><th>対象年齢等</th></tr><tr><td>特定健康診査</td><td>40歳から74歳までの国民健康保険被保険者</td></tr><tr><td>詳細な健診</td><td>特定健診健康診査の結果、医師の判断により追加検査項目が認められた者</td></tr><tr><td>高齢者健康診査</td><td>75歳以上（65歳から74歳までの障害認定者を含む）※後期高齢者医療制度の被保険者</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>65歳以上の男女</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>胃部X線間接撮影：40歳以上の男女 内視鏡検査：50歳以上の偶数年齢の男女</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>40歳以上の男女</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>40歳以上の男女</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	健康診査の種類	対象年齢等	特定健康診査	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者	詳細な健診	特定健診健康診査の結果、医師の判断により追加検査項目が認められた者	高齢者健康診査	75歳以上（65歳から74歳までの障害認定者を含む）※後期高齢者医療制度の被保険者	結核検診	65歳以上の男女	胃がん検診	胃部X線間接撮影：40歳以上の男女 内視鏡検査：50歳以上の偶数年齢の男女	大腸がん検診	40歳以上の男女	肺がん検診	40歳以上の男女		
健康診査の種類	対象年齢等																																				
特定健康診査	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者																																				
詳細な健診	特定健診健康診査の結果、医師の判断により追加検査項目が認められた者																																				
高齢者健康診査	75歳以上（65歳から74歳までの障害認定者を含む）※後期高齢者医療制度の被保険者																																				
結核検診	65歳以上の男女																																				
胃がん検診	胃部X線間接撮影：40歳以上の男女 内視鏡検査：50歳以上の偶数年齢の男女																																				
大腸がん検診	40歳以上の男女																																				
肺がん検診	40歳以上の男女																																				
喀痰検診	40歳以上の男女																																				
健康診査の種類	対象年齢等																																				
特定健康診査	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者																																				
詳細な健診	特定健診健康診査の結果、医師の判断により追加検査項目が認められた者																																				
高齢者健康診査	75歳以上（65歳から74歳までの障害認定者を含む）※後期高齢者医療制度の被保険者																																				
結核検診	65歳以上の男女																																				
胃がん検診	胃部X線間接撮影：40歳以上の男女 内視鏡検査：50歳以上の偶数年齢の男女																																				
大腸がん検診	40歳以上の男女																																				
肺がん検診	40歳以上の男女																																				

改正前			改正後		
子宮がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性及び20歳以上の奇数年齢の女性で前年度未受診の者		子宮がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性及び20歳以上の奇数年齢の女性で前年度未受診の者	
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性及び40歳以上の奇数年齢の女性で前年度未受診の者		乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性及び40歳以上の奇数年齢の女性で前年度未受診の者	
肝炎ウィルス検診	40歳及び41歳以上の未受診者		肝炎ウィルス検診	40歳及び41歳以上の未受診者	
骨粗鬆症検診	40、45、50、55、60、65、70歳の女性		骨粗鬆症検診	40、45、50、55、60、65、70歳の女性	
前立腺がん検診	50歳以上の偶数年齢の男性		前立腺がん検診	50歳以上の偶数年齢の男性	
歯周疾患検診	20、30、40、50、60、70歳の男女		歯周病検診	20、30、40、50、60、70歳の男女	
その他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳）	生活保護被保護世帯の40～74歳の男女		その他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳）	生活保護被保護世帯の40～74歳の男女	
その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上）	生活保護被保護世帯の75歳以上の男女		その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上）	生活保護被保護世帯の75歳以上の男女	
特定健康診査追加健診	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者		特定健康診査追加健診	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者	
高齢者健康診査追加健診	75歳以上（65歳から74歳までの障害認定者を含む）※後期高齢者医療制度の被保険者		高齢者健康診査追加健診	75歳以上（65歳から74歳までの障害認定者を含む）※後期高齢者医療制度の被保険者	
その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳）	生活保護被保護世帯の40～74歳の男女		その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳）	生活保護被保護世帯の40～74歳の男女	
その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上）	生活保護被保護世帯の75歳以上の男女		その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上）	生活保護被保護世帯の75歳以上の男女	
別表 2（第 4 条関係）			別表 2（第 4 条関係）		
健康診査の種類	検査項目		健康診査の種類	検査項目	
特定健康診査・その	問診、身体計測、腹囲、BMI、理学的検査、血圧測定		特定健康診査・その	問診、身体計測、腹囲、BMI、理学的検査、血圧測定	

改正前			改正後		
他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳）	・尿検査 血液検査 ・肝機能検査（AST、ALT、γ-GT） ・血糖検査（空腹時血糖、HbA1c） ・脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）		他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳）	・尿検査 血液検査 ・肝機能検査（AST、ALT、γ-GT） ・血糖検査（空腹時血糖、HbA1c） ・脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）	
詳細な健診	・貧血検査（赤血球、血色素量、血球容量） ・心電図検査 ・眼底検査 ・クレアチニン検査		詳細な健診	・貧血検査（赤血球、血色素量、血球容量） ・心電図検査 ・眼底検査 ・クレアチニン検査	
高齢者健康診査・その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上）	問診、身体計測、BMI、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 ・肝機能検査（AST、ALT、γ-GT） ・血糖検査（空腹時血糖、HbA1c） ・脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）		高齢者健康診査・その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上）	問診、身体計測、BMI、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 ・肝機能検査（AST、ALT、γ-GT） ・血糖検査（空腹時血糖、HbA1c） ・脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）	
結核検診	胸部X線デジタル撮影		結核検診	胸部X線デジタル撮影	
胃がん検診	胃部X線間接撮影または内視鏡検査		胃がん検診	胃部X線間接撮影または内視鏡検査	
大腸がん検診	便潜血検査（2回法）		大腸がん検診	便潜血検査（2回法）	
肺がん検診	胸部X線デジタル撮影		肺がん検診	胸部X線デジタル撮影	
喀痰検診	喀痰細胞診				
子宮がん検診	子宮頸部細胞診		子宮がん検診	子宮頸部細胞診	
乳がん検診	触診、マンモグラフィー検査		乳がん検診	マンモグラフィー検査	
肝炎ウイルス検診	血液検査（HCV抗体、HBs抗原検査、HCV-RNA検査）		肝炎ウイルス検診	血液検査（HCV抗体、HBs抗原検査、HCV-RNA検査）	
骨粗鬆症検診	超音波検査		骨粗鬆症検診	超音波検査	
前立腺がん検診	血液検査（PSA検査）		前立腺がん検診	血液検査（PSA検査）	
歯周疾患検診	問診、口腔内診査、歯科指導		歯周病検診	問診、口腔内診査、歯科指導	
特定健康診査追加	・クレアチニン検査（腎臓機能検査）詳細な健診非該当		特定健康診査追加	・クレアチニン検査（腎臓機能検査）詳細な健診非該当	

改正前			改正後		
健診・その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳）	- 者（集団検診及び個別検診で実施） ・尿中微量アルブミン検査（腎機能検査）（集団検診時のみ実施） ・貧血検査（赤血球、血色素量、血球容量）（集団検診時のみ実施） ・心電図検査（集団検診時のみ実施） ・眼底検査（集団検診時のみ実施） ・尿酸検査（集団検診及び個別検診で実施）		健診・その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳）	- 者（集団検診及び個別検診で実施） ・尿中微量アルブミン検査（腎機能検査）（集団検診時のみ実施） ・貧血検査（赤血球、血色素量、血球容量）（集団検診時のみ実施） ・心電図検査（集団検診時のみ実施） ・眼底検査（集団検診時のみ実施） ・尿酸検査（集団検診及び個別検診で実施）	
高齢者健康診査追加健診・その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上）	・貧血検査（赤血球、血色素量、血球容量）（集団検診時のみ実施） ・血清総蛋白・血清アルブミン検査（集団検診時のみ実施） ・心電図検査（集団検診時のみ実施） ・眼底検査（集団検診時のみ実施）		高齢者健康診査追加健診・その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上）	・貧血検査（赤血球、血色素量、血球容量）（集団検診時のみ実施） ・血清総蛋白・血清アルブミン検査（集団検診時のみ実施） ・心電図検査（集団検診時のみ実施） ・眼底検査（集団検診時のみ実施）	

別表 3（第 7 条関係）

受診者が負担する額

健康診査の種類	集団検診	個別検診
特定健康診査	無料	2,600円
高齢者健康診査	無料	無料
結核検診	無料	—
胃がん検診	無料	3,900円
大腸がん検診	無料	900円
肺がん検診	無料	1,000円
<u>喀痰検診</u>	<u>無料</u>	<u>1,000円</u>
子宮がん検診	無料	2,200円
乳がん検診	無料	1,600円
肝炎ウィルス検診	無料	—
骨粗鬆症検診	無料	—
前立腺がん検診	無料	—

別表 3（第 7 条関係）

受診者が負担する額

健康診査の種類	集団検診	個別検診
特定健康診査	無料	2,600円
高齢者健康診査	無料	無料
結核検診	無料	—
胃がん検診	無料	3,900円
大腸がん検診	無料	900円
肺がん検診	無料	1,000円
_____	_____	_____
子宮がん検診	無料	2,200円
乳がん検診	無料	1,600円
肝炎ウィルス検診	無料	—
骨粗鬆症検診	無料	—
前立腺がん検診	無料	—

改正前			改正後		
歯周疾患検診	—	無料	歯周病検診	—	無料
その他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳）	無料	—	その他町長が必要と認めた健康診査（40～74歳）	無料	—
その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上）	無料	—	その他町長が必要と認めた健康診査（75歳以上）	無料	—
特定健康診査追加健診	無料	無料	特定健康診査追加健診	無料	無料
高齢者健康診査追加健診	無料	—	高齢者健康診査追加健診	無料	—
その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳）	無料	—	その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（40～74歳）	無料	—
その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上）	無料	—	その他町長が必要と認めた健康診査追加健診（75歳以上）	無料	—
			<u>附 則</u> <u>この要綱は、告示の日から施行する。</u>		